

為替証拠金取引媒介約諾書

カネツ商事株式会社 御中

住 所

委託者氏名又は名称

印

この約諾書は弊社の受託審査認定後に発効となります。

私は、貴社から説明を受けた、金融商品取引法に定める市場デリバティブ取引のうち株式会社東京金融取引所の取引所為替証拠金取引(以下「為替証拠金取引」といいます。)の特徴、制度の仕組み等取引に関する内容を十分把握し、私の判断と責任において為替証拠金取引を行います。つきましては、貴社に為替証拠金取引の委託の媒介を依頼するに際し、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守し、当該取引を執行する株式会社東京金融取引所(以下「取引所」という。)の規則(当該取引所の決定事項及び慣行を含む。)に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。

(執行業者への口座の設定)

第1条 私は、貴社に為替証拠金取引の委託の媒介を依頼するにあたっては、あらかじめ媒介先の金融商品取引業者であるAIゴールド証券株式会社(以下「執行業者」という。)に為替証拠金取引を行うための口座を設定する約諾書を提出し、私名義の当該口座を設定すること。

(媒介業務の処理)

第2条 貴社は、私から媒介を依頼された為替証拠金取引の委託注文を処理するにあたっては、貴社の応じ得る範囲内で、私があらかじめ指示するところにより、善良な管理者の注意をもって、遅滞なく処理すること。

2 貴社は、媒介した取引の成立を確認したときは、貴社の定める方法により、遅滞なく私の届け出た住所宛に取引成立の旨を通知すること。この場合、私が貴社に対する住所変更の通知を怠ったため、貴社からの通知が私の届出済み住所になされたとしても異議のないこと。

(免責事項)

第3条 以下に掲げる損害等について、貴社がその責めを負わないこと。

(1) 各種契約書等により執行業者が免責される事項(執行業者が契約書に定める手続に従って事務処理を行った結果又は私が行使すべき権利を行使しなかった結果、私に損失又は損害が生じたとしても執行業者が免責されると規定されている事項等。)に該当する事由により生じた損失又は損害。

(2) 執行業者若しくは執行業者の取引先の破綻等により私に生じた損失又は損害。

(3) 本約諾書第2条に定める役務を通常の手続に従って処理したにもかかわらず、執行業者又は金融機関等の事情その他貴社の責に帰さない事由により遅延が生じた結果、私に生じた損失又は損害。

(媒介手数料)

第4条 私は、為替証拠金取引の媒介に係る所定の手数料を、貴社が定める方法により支払うこと。

(報告書等の作成及び提出)

第5条 私は、貴社が日本国の法令等に基づき要求される場合には、私に係る為替証拠金取引の内容その他を日本国の政府機関等宛に報告することに異議のないこと。この場合、私は、貴社の指示に応じて、係る報告書その他の書類の作成に協力すること。

2 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関して発生した一切の損害について、貴社は免責されること。

(約諾の解約)

第6条 以下に掲げるいずれかの事由に該当した場合、本約諾は終了すること。

(1) 私が執行業者に対し、解約の申出をしたとき又は執行業者が私に対し解約の申出をしたとき。

(2) 私が貴社に対し解約の申出をしたとき又は貴社が私に対し解約の申出をしたとき。

(3) 私が本約諾書第9条に定める約諾条項の変更に同意しないとき。

(適用法)

第7条 本約諾は、日本国の法律により支配され、解釈されるものとする。

(合意管轄)

第8条 私と貴社との間の為替証拠金取引に関する訴訟については、貴社本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意すること。

(約諾条項の変更)

第9条 本約諾書の条項中、貴社から諾否の回答期限を定めて変更の申し入れがあった場合において、私が所定の期間中に異議の申出をしなかったときは、その変更同意したものとする。